# 公金の債権管理回収業務に関する法令と実務 

平成24年7月31日

公金の債権管理回収業務に関する法令と実務
一債権管理にかかる地方自治法の規定を中心に一

東京弁護士会所属；弁護士 須 田 徹

1．債権管理の基本原則
（1）法令遵守
－自治法，自治令，民法，商法，民事訴訟法，民事執行法，民事保全法，破産法，民事再生法，各種行政法規等
－自治法 2 条 16 項， 17 項【 p2】， 98 条1項（議会の検査権）
【p2】，199条1項（監査）【p3】，242条1項（住民監
查）【p5】，242条の2の1項（住民訴訟）【p5】
－地方公務員法 32 条【p10】，29条【p10】
（2）公正かつ合理的•能率的な処理自治法 2 条 14 項【p2】，15項【p2】
（3）自治体にとって有利な処理
c f．国の債権の管理等に関する法律 10 条【p8】

## 2．債権の意義

（1）自治法上の債権
金銭債権 自治法 240 条 1 項【p4】
ア 財産（自治法 237 条1項）【p4】
ィ物権と債権
物権•••物に対する権利
e x．所有権，抵当権
債権•••人に対する権利
特定の人に特定の行為（給付）を請求する権利
（2）債権の分類


## （3）公債権

ア 意義
－公法上の原因に基づいて発生
法令又は法令に基づく行政処分により発生
－自治法 231 条の 3 第1項【p3】
个 種類
（ア）地方税（2 2 3 条【p3】）
（イ）強制徴収公債権（自治法231条の3第3項【p3】）
（1）分担金（2 2 4 条【p6】），加入金（2 2 6 条【p 3】等），過料（1 4 条3項【p2】等）
（2）法律に滞納処分できる規定がある。
下水道使用料（自治法附則 6 条 3 号【 p 6】），保育所保育料（児童福祉法 56 条 10 項【p12】），国民健康保険料（国民健康保険法 79 条の 2 【 p 1 3 】），介護保険料（介護保険法1 4 4 条【p13】），道路占用料（道路法 7 3 条 3 項【p13】）
（ウ）使用料（2 2 5 条【 p 3 】），手数料（2 2 7 条【 p 3 】）， その他は法律の規定がなければ非強制徴収公債権
（4）私債権
－私法上の原因に基づいて発生する債権
契約，不法行為，事務管理，不当利得
（5）公債権，私債権の区分に関する判例
（1）公営住宅
最判昭 59．12．13【p19】
（2）水道料金
最決平15．10．10【p21】
（3）公立病院の診察料
最判平17．11．21【p20】
（4）公立高校の授業料 公立幼稚園の保育料
c f．最判昭 5 2．3．15【p21】
c f．最判平18．11．27【p21】

3．自治法•自治令による債権管理

## （1）督促

> ア 法令の確認
（ア）自治法231条の3第1項【p3】

- 公債権のみに適用がある。
- 個々の法令に規定があれば，そちらが優先的に適用になる が，本条は，一般規定として総則的に適用になる。
（1）自治法 240 条2項【p4】，自治令 1 7 1 条【p6】
－私債権のみに適用がある。
c f． 240 条 4 項【p5】
イ 督促する時期，督促の方法
（ア）公債権
－自治法 2 3 1 条の 3 第1項【p3】に定めはない。
c f．地方税については，納期限後 20 日以内に督促状を発しな ければならないとされている（地税法 6 6 条1項（p121）。
c f．江戸川区の場合，江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（以下「江戸川区督促延滞金条例」 という。）2 条 1 項 I p 1 8 】により，公債権については，納期限経過後20日目までに督促状を発しなければならな いとされている。


## （1）私債権

－自治令 171 条に定めはない。
c f．江戸川区の場合，江戸川区私債権管理条例 6 条 Ip 1 4 】，同
条例施行規則 3 条【 p 1 7 】により，20日以内に文書による督促 を発しなければならないとされている。
ウ 指定すべき期限
（ア）公債権
－自治法 2 3 1 条の 3 第1項【p3】に定めはない。
c f．江戸川区の場合，江戸川区督促延滞金条例2条2項【p1
8】により，公債権については，督促状発行日から15日以内とされている。
（1）私債権
－自治令 171 条に定めはない。
c f ．江戸川区の場合，江戸川区私債権管理条例 6 条 I p 1 4 I ，私債権管理規則 3 条 2 項【 p 1 7 】により，私債権につい ては，督促状を発した日から15日以内において定めると されている。

エ 督促の効力
（ア）滞納処分の前提要件
－強制徴収公債権については，督促が滞納処分の前提となる（自治法 2 3 1 条の 3 第 3 項）【 p 3 】。適法な督促なしに滞納処分に入れない。
（1）手数料，延滞金の徴収
－公債権については，条例で定めるところにより手数料，延滞金 を徴収できる（自治法 2 3 1 条の3第2項【p3】）。 c f．江戸川区督促延滞金条例 3 条【p18】
（ウ）時効中断
－公債権，私債権を問わず，自治体が有する債権については，督促に絶対的な時効中断の効力がある（自治法 236 条 4 項【p 4】）。但し，最初の督促のみ。
オ 再督促（催告）

- 自治法に規定無し
- 弁済を促すという事実上の効果を期待して行ら。
- 2回目以降の督促に民法153条【p1】の催告の効力はあると するのが判例


## （2）分納合意

ア 法令の確認
自治法 2 4 0 条3項【p5】，自治令 1 7 1 条の6【p7】
－非強制徴収公債権，私債権のみに適用がある。
c f． 240 条 4 項【p5】
ィ 延長する期間
－特に定めなし 5 年以内が相当
c f．国の債権の管理等に関する法律 25 条【p9】
ウ 法的効果
－期限の利益を付与 $\rightarrow$ 遅滞は解消
エ 納付誓約書との関係
－実務慣行は違法な取扱い？
オ 民法上の和解との関係
－和解であれば，議会の議決が必要（自治法 96条1項12号【p 21）
力 特約等に付すべき条件

- 利息は課すべき。できれば担保提供させる。
- 期限の利益の喪失条項，住所変更通知義務，調査受忍義務等
c f．国の債権の管理等に関する法律 26 条【p9】，27条【p 1 ○1


## （3）保証人に対する請求

- 自治令 171 条の 2 【p6】
- 平20．2．21広島地裁福山支部判決【p21】
（4）法的手続きによる回収
ア 法令の確認
自治法240条2項【p4】，自治令171条の2【p6】
－非強制徴収公債権と私債権のみに適用がある。
c f．2 4 0 条 4 項【p5】
－強制徵収公債権は，地方税の滞納処分の例による（自治法231条の 3 第 3 項（p3】）。
ィ「相当の期間」とは
－債権の性質，取引の実態，時効期間の長短等を考慮して決すべき であるが，その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することの ないよう配慮するべきである。一般的にはおおむね 1 年を限度と すべきであろう（以上，松本英昭著「逐条地方自治法第4次改訂版」 920 頁）。
c f．江戸川区の場合，私債権については， 1 年を限度とするとし ている（江戸川区私債権管理条例 7 条【p14】，同条例施行規則 4 条【 p 1 7 】）。非強制徴収公債権については規定 がないが，私債権と同様に扱うことになろう。因みに，強制徴収公債権については，督促状の指定期限後 4 0 日目までに滞納処分に着手するとしている（江戸川区督促延滞金条例5条（p18】）。
ウ 法的手続きを採らなかったとき
－職務懈怠 $\rightarrow$ 損害賠償を受けることもあり得る（自治法 242 条の 2 の1項4号【p5】「总る事実」に該当する可能性がある。）。
c f．最判平16．4．23【p20】，最判平21．4．28【p 201
c f．津地判平17．2．24 固定資産税の延滞金徴収に係る总る事実の違法確認を認めた。
c f．名古屋高判平18．1．19不動産取得税の延滞金徴収に係る总る事実の違法確認を認めた。
c f．浦和地判平 12 ．4． 24 ，東京高判平 13 ．2． 22 市町村民税を時効消滅させた事案について市長に賠償義務を認めた。
エ 法的手続を採らなくてもよい場合とは
（1）徴収停止の措置をとる場合とった場合ではない。
（2）履行期限を延長する場合 延長した場合ではない。
（3）その他特別の事情がある場合 どんな場合か？
オ 法的手続の選択
- 訴訟か支払督促か
- 訴訟の実情

力 強制執行の実情

- 強制執行の種類•••不動産執行，債権執行，動産執行等
- 強制執行の実情


## （5）徴収停止

ア 法令の確認
自治法 2 4 0 条3項【p5】，自治令 1 7 1 条の5【p7】
－非強制徴収公債権，私債権のみに適用がある。
c f． 240 条 4 項【p5】
1 適用要件
所在不明ヶ基準定立が必要
ウ 法的効果
－内部的手続きであり，債務者との法律関係に影響はない。 $\rightarrow$ 時効 は進行する。
－徴収を停止した後の措置について自治法に規定がない。
c f．江戸川区私債権管理条例 徴収停止後 1 年経過すれば債権放重可（14条1項5号【p16】，施行規則5条【p17】）

## （6）時効管理

ア 時効制度の概要

## 公金の債権管理回収業務に関する法令と実務

－取得時効と消滅時効
イ 時効の起算点
－民法166条1項【p1】権利を行使することができるときから進行する。
「権利を行使できるとき」とは，法律上の障害 がなくなったときをいう。

ウ 時効の効力
－民法1 4 4 条【 p 1】 起算日にさかのぼる。
工 時効期間

- 民法167条1項【p1】10年
- 自治法236条1項【p4】 5年
- 商法522条1項【p1】 5年

オ 時効の中断事由

- 民法153条【p1】
- 自治法236条4項【p4】
- 債務承認も時効中断事由（民法147条3号【p1】）力 時効の援用•放葉
- 民法145条【p1】，146条【p1】
- 自治法236条2項【p4】
c f．最判昭 46 ． 1 1． 30 【p19】
キ 時効が完成した場合の請求の可否
－公債権•••不可
私債権•••可
－時効完成を債務者に告知することの当否


## （7）欠損処理

ア 欠損処理が必要な場合
（ア）債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺，代物弁済等）以外の理由によ り消滅したとき
（イ）債権は存在するが，法律上又は事実上の理由により，徴収が不納若しく

は著しく困難であると認められるとき

1 欠損処理の方法
（ア）上記（1），（ア）のとき

- 公債権について時効完成
- 法人が破産したときはどうか。

破産 $\rightarrow$ 解散 $\rightarrow$ 法人は清算の目的の範囲内で破産手続きが終了するまで存続（破産法 35 条）
i）同時廃止，異時廃止 $\rightarrow$ 清算結了していない $\rightarrow$ 法人格は清算結了まで存続（会社法 476 条，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律207条）$\rightarrow$ 破産法人に対する債権は当然には消滅しない。
cf．名古屋高判平成 21 年 6 月 30 日，同年 7 月 16 日【 p 2 2】
c f．東京高判平19．5．8【p22】
ii）配当して終結 $\rightarrow$ 清算結了 $\rightarrow$ 法人格消滅 $\rightarrow$ 破産法人に対する債権は当然に消滅
－民事再生手続により再生計画の認可決定が確定したときはどうか。
民事再生法 1 7 9条により再生債権は変更（配当を受けられなかった部分については消滅する。）
（1）上記（2），（イ）のとき

- 放棄の手続が必要
- 議会の議決 自治法 96 条 1 項 10 号【p2】
- 免除 自治令 171 条の 7 【p8】，個別法規
c f．江戸川区私㥽権管理条例14条【p16】

